平成２６年（フ）第２７２２号
大阪府豊中市服部西町２丁目２番25―301号
債務者　西澤　撤兵
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１号
千葉県八街市富山1314番地142　２―１
債務者　畠山　悟
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６６号
千葉県四街道市大日152番地34
債務者　田中麻衣子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１０７号
千葉県成田市稲荷山391番地418
債務者　岩瀬　誠司
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１０８号
千葉県成田市稲荷山391番地418
債務者　岩瀬　カウ
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１６号
千葉県白井市根91番地
債務者　仲　憲子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１２号
岡山県倉敷市中島2407番地82　ヒルズＹ・Ｋ102号
債務者　清水　鶴美（旧姓國方）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋２丁目10番13―Ｃ301号　市営浜ノ茶屋南団地
債務者　谷　光春（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
岡山県笠岡市笠岡507番地86　ブルー・イン・グリーン203号室
債務者　百井　喜幸
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
高知市桜井町２丁目４番35号
債務者　尾木　節子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１１号
高知県香美市土佐山田町秦山町１丁目４番28号
債務者　楠瀬　順子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６８号
高知市八反町１丁目９番10号　八反町ハイツ２階北
債務者　西村　久美
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９７号
高知市与力町６番17号　コーポクスノセ206
債務者　島内　愛子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０５号
高知市朝倉本町２丁目10番６号
債務者　山﨑　節子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５０４号
さいたま市浦和区領家４丁目15番10号
債務者　柴崎眞由美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１５号
埼玉県川口市柳崎１丁目18番９号
債務者　李　信喜
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５３３号
埼玉県川口市並木１丁目19番16号　メゾンスイエルブルー302号
債務者　安井　佑子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５９７号
埼玉県川口市西青木４丁目４番34―102号　スターコート西青木
債務者　伊藤　正博
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係